

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

○福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を行う件

○福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件

○福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件

○福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における諸届出を受理する場所を定めた件

○福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件

○福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における開票事務を選挙会の事務に併せて行う件

○福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を定めた件

○福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を定めた件

○福島県知事選挙並びに福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項第三号の規定に基づく福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。
令和八年十月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

一 選挙の期日 令和八年十月二十五日

二 各選挙区において選挙すべき議員の数

福島市選挙区 一人

郡山市選挙区 一人

いわき市選挙区 一人

福島県選挙管理委員会告示第六十七号

令和八年十月二十五日執行の福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。
令和八年十月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

選挙区	選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住	氏名	住	氏名
福島市	福島市	安倍 誠一	福島市	中野 貴幸
郡山市	郡山市	高宮 健	郡山市	片平 力也
いわき市	いわき市	近藤 英雄	いわき市	佐藤 崇裕

福島県選挙管理委員会告示第六十八号

令和八年十月二十五日執行の福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。
令和八年十月十六日

福島県選挙管理委員会

一 選挙長の事務を取り扱う場所

委員長 成 田 良 洋

選挙区	選挙長の事務を取り扱う場所
福島市	福島市杉妻町二番一六号 福島県県北地方振興局
郡山市	郡山市南一丁目九四番地 福島県県中地方振興局
いわき市	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき地方振興局

二 立候補の届出を受理する場所

選挙区	立候補の届出を受理する場所
福島市	福島県庁北庁舎四階 災害対策県北地方本部室
郡山市	福島県郡山合同庁舎一階 中会議室
いわき市	福島県いわき合同庁舎本庁舎 四階大会議室

福島県選挙管理委員会告示第六十九号

令和八年十月二十五日執行の福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。

令和八年十月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

- 一 届出の種類
- 1 選挙事務所の設置及び異動の届出
 - 2 出納責任者の選任及び異動の届出
 - 3 報酬の支給を受けることができる者の届出
- 二 届出を受理する場所

選挙区	届出を受理する場所
-----	-----------

福島市	福島市杉妻町二番一六号 福島県県北地方振興局
郡山市	郡山市南一丁目九四番地 福島県県中地方振興局
いわき市	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき地方振興局

福島県選挙管理委員会告示第七十号

令和八年十月二十五日執行の福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。

令和八年十月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

選挙区	選挙会の場所	選挙会の日時
福島市	福島市霞町四番四五号 NCVふくしまアリーナ	令和八年一〇月二五日 午後八時
郡山市	郡山市安積町成田字東丸山六一番地 AGCエレクトロニクス郡山カルチャーパークカルチャーセンター	同
いわき市	いわき市平下荒川字南作一〇〇番地 いわき市立総合体育館	同

福島県選挙管理委員会告示第七十一号

令和八年十月二十五日執行の福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和八年十月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

福島県選挙管理委員会告示第七十二号

令和八年十月二十五日執行の福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和八年十月十六日

福島県選挙管理委員会
委員長 成 田 良 洋

選挙区	場 所	日 時
福島市	福島市杉妻町二番一六号 福島県庁北庁舎四階災害対策県北地方本部室	令和八年一〇月一六日 午後六時
郡山市	郡山市南二丁目九四番地 福島県郡山合同庁舎一階中会議室	同
いわき市	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき合同庁舎本庁舎四階大会議室	同

福島県選挙管理委員会告示第七十三号

令和八年十月二十五日執行の福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり定めた。

令和八年十月十六日

福島県選挙管理委員会
委員長 成 田 良 洋

掲示開始日 令和八年十月十六日

福島県選挙管理委員会告示第七十四号

令和八年十月二十五日執行の福島県知事選挙並びにこれと同時にを行う福島市選挙区、郡山市選挙区及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

令和八年十月十六日

福島県選挙管理委員会
委員長 成 田 良 洋

一 福島県知事選挙
二 福島市選挙区、郡山市選挙区又はいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙